

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
25	一級建築士免許等に係る都道府県経由事務の廃止及び申請窓口等の一本化	国土交通省	1
28	家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し	農林水産省	9
39	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	総務省	11
32	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略	厚生労働省	17

建築士法における 都道府県経由事務等について

国土交通省住宅局

令和2年10月

(1) 建築士法における制度の現状

○建築士法第10条の3で、**以下の書類の提出・届出・書類の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行う**ものと規定されている。

- 一級建築士の免許・その取消し、登録の訂正・抹消、一級建築士免許証の書換え交付・再交付・返納に関する国土交通大臣への書類の提出
- 建築士法第5条の2(住所等の届出)・第8条の2(死亡等の届出)の規定による国土交通大臣への届出
- 一級建築士の免許申請書の返却、一級建築士免許証の交付・書換え交付・再交付に関する国土交通大臣の書類の交付

○このうち、一級建築士免許の申請等については、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合には、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行うこととなり、都道府県經由事務は発生しないが、**以下の①～④の届出等については、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合にも、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に届出等を行うこととされている。**

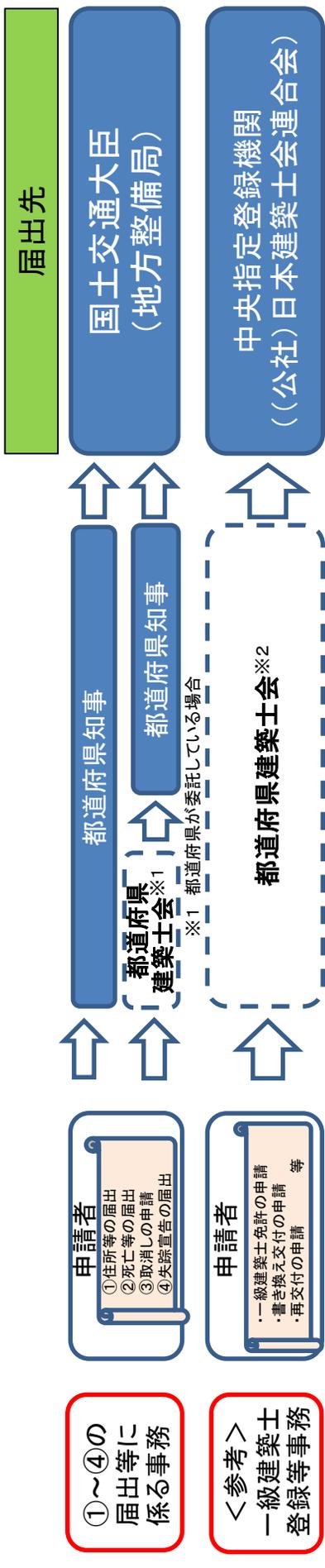
- ①住所等の届出 (建築士法第5条の2)
- ②死亡等の届出 (建築士法第8条の2)
- ③取消しの申請 (建築士法第9条第1項第1号)
- ④失踪宣告の届出 (建築士法施行規則第6条第4項)

(2) ①～④の届出等について、国土交通大臣宛て提出することとしている理由

免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、その提出先を国土交通大臣としている。
 特に、**平成17年の構造計算書偽装問題を受け、平成18年に建築士法を改正し、消費者保護の観点から、被処分建築士の氏名公表や、登録情報(建築士名簿)の閲覧、罰則強化等を措置。その際、登録情報に係る事務処理を中央指定登録機関に担わせることで、国は一級建築士の調査・処分等の執行に集中して行うこととし、①～④の届出等の提出先を改めて国土交通大臣と整理。**

(3) ①～④の届出等について、国土交通大臣宛ての提出を、都道府県經由としている理由

各都道府県の窓口での申請を可能とし、**申請者の利便性を確保するという観点と、都道府県の協力を得て届出受付の事務処理を分散して円滑に行うという観点から、国土交通大臣宛ての提出を都道府県知事を経由して行うこととしている。**



(1) 建築士法における制度の現状

- 建築士法第15条の2に基づき、一級建築士試験事務については、中央指定試験機関((公財)建築技術教育普及センター)が実施しており、一級建築士試験の受験申込みについても、中央指定試験機関へ提出することとなっている。
- 天災等の理由により中央指定試験機関が一級建築士試験事務を実施できなくなった場合、国が試験を直接実施することとなるが、その際、建築士法第15条の7に基づき一級建築士試験の受験申込みについては住所地の都道府県知事を経由して行うこととなっている。
- なお、昭和58年の中央指定試験機関の指定以来、上記のような事態は生じておらず、都道府県經由事務は発生していない。これまでも天災等により中央試験登録機関が試験を予定通り実施できないケース(令和元年台風19号等)はあったが、試験を延期して、中央指定試験機関が試験を実施している。

(2) 受験申込みを都道府県経由としている理由

全国47都道府県で実施している一級建築士試験については、仮に国が試験を直接実施することとなった場合に、申請者が居住する地域(各都道府県)の窓口での申込みを可能とし、申請者の利便性を確保するという観点と、都道府県の協力を得て受験申込み受付の事務処理を分散して円滑に行うという観点から、受験申込みを都道府県知事を経由して行うこととしている。



建築士法における都道府県經由事務の廃止

提案：建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている經由事務の廃止を求めらる。

回答：実際の事務処理状況、他の都道府県等の意見等を踏まえて廃止による支障がないことが確認できれば、廃止する方向で検討する。

一級建築士免許等事務の申請窓口の一本化

提案：建築士法第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するよう求める。

回答：建築士法第10条の3に規定する一級建築士免許等事務に係る都道府県知事經由事務を廃止した場合、同法第5条の2に規定する住所等の届出等は国土交通大臣宛てに行うこととなるが、これらの届出等については免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、窓口を一本化することは困難である。

1. アンケート実施の背景

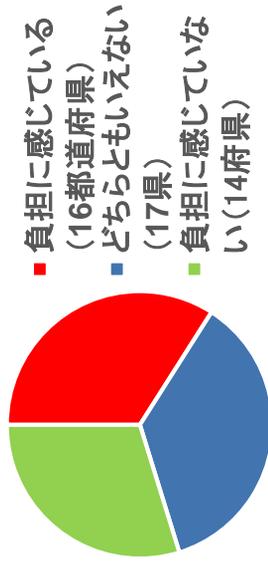
○建築士法における都道府県經由事務の廃止を求めるとして「他の都道府県等の意見等を踏まえて廃止による支障がないことが確認できれば、廃止する方向で検討する。」としていたことから、全都道府県に対して、經由事務の廃止に関するアンケートを実施したものの。

2. アンケート概要

調査対象	47都道府県
調査期間	令和2年8月27日～9月10日
調査内容	<p>①建築士法第10条の3に基づく經由事務(住所等の届出、死亡等の届出、取消しの申請、失踪宣告の届出)について負担感をどう感じているか。</p> <p>②建築士法第10条の3に基づく經由事務を廃止する提案について、どのように考えるか。</p> <p>③建築士法第15条の7に基づく經由事務(天災等の理由により中央指定試験機関が一級建築士試験事務を実施できなくなった場合における受験申込み)を廃止する提案について、どのように考えるか。</p>

3. アンケート結果

Q：建築士法第10条の3に基づく經由事務について、負担感をどう感じているか。

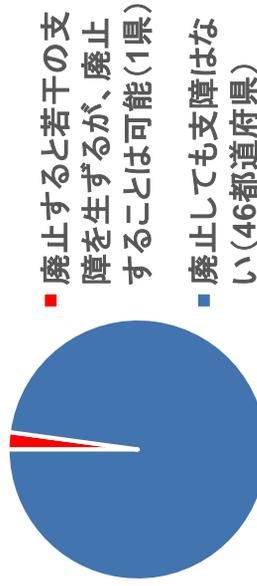


主な理由

- 負担に感じている理由
 - ・提出物の形式上の確認や郵送といった手間が多く負担となっている。
- どちらともいえない理由
 - ・届出件数が少なく、經由事務自体にそれほど負担は感じないが、經由事務であることとは疑問に思う。
- 負担に感じていない理由
 - ・經由事務については一括して士会に委託しているため負担ではない。

Q：建築士法第10条の3に基づく經由事務を廃止する提案について、どのように考えるか。

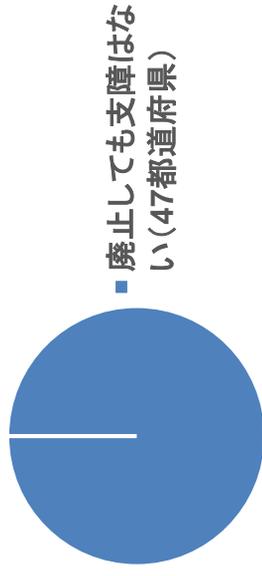
6



主な理由

- 廃止すると若干の支障を生ずるが、廃止することは可能
 - ・県内窓口を10箇所設けており、申請者に不都合が生じる可能性もあるが、新型コロナウイルス感染症対策による郵送受付を今後も続けられれば問題は無い。
- 廃止しても支障はない
 - ・經由によって得られる情報の必要性を感じない。

Q：建築士法第15条の7に基づく經由事務を廃止する提案について、どのように考えるか。



主な理由

- 廃止しても支障はない
 - ・天災等により試験が実施できない場合(台風19号による令和元年度製図試験の延期等)も、試験を延期し、試験機関が実施しており、都道府県が經由事務を行う事態になるとは考えられないため。
- 廃止やインターネットによる申込方法が整備されてきており、申請者の利便性の観点から大きな支障になるとは考えない。

建築士法における都道府県経由事務の廃止

<主な再検討の視点>

経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無等を必要最小限度で早急に確認した上で、提案を実現する方向で検討いただきたい。

<回答>

地方分権一括法により建築士法等の改正を行い、建築士法第10条の3及び第15条の7に規定する都道府県知事経由事務について廃止することとしたい。

一級建築士免許等事務の申請窓口の一本化

<主な再検討の視点>

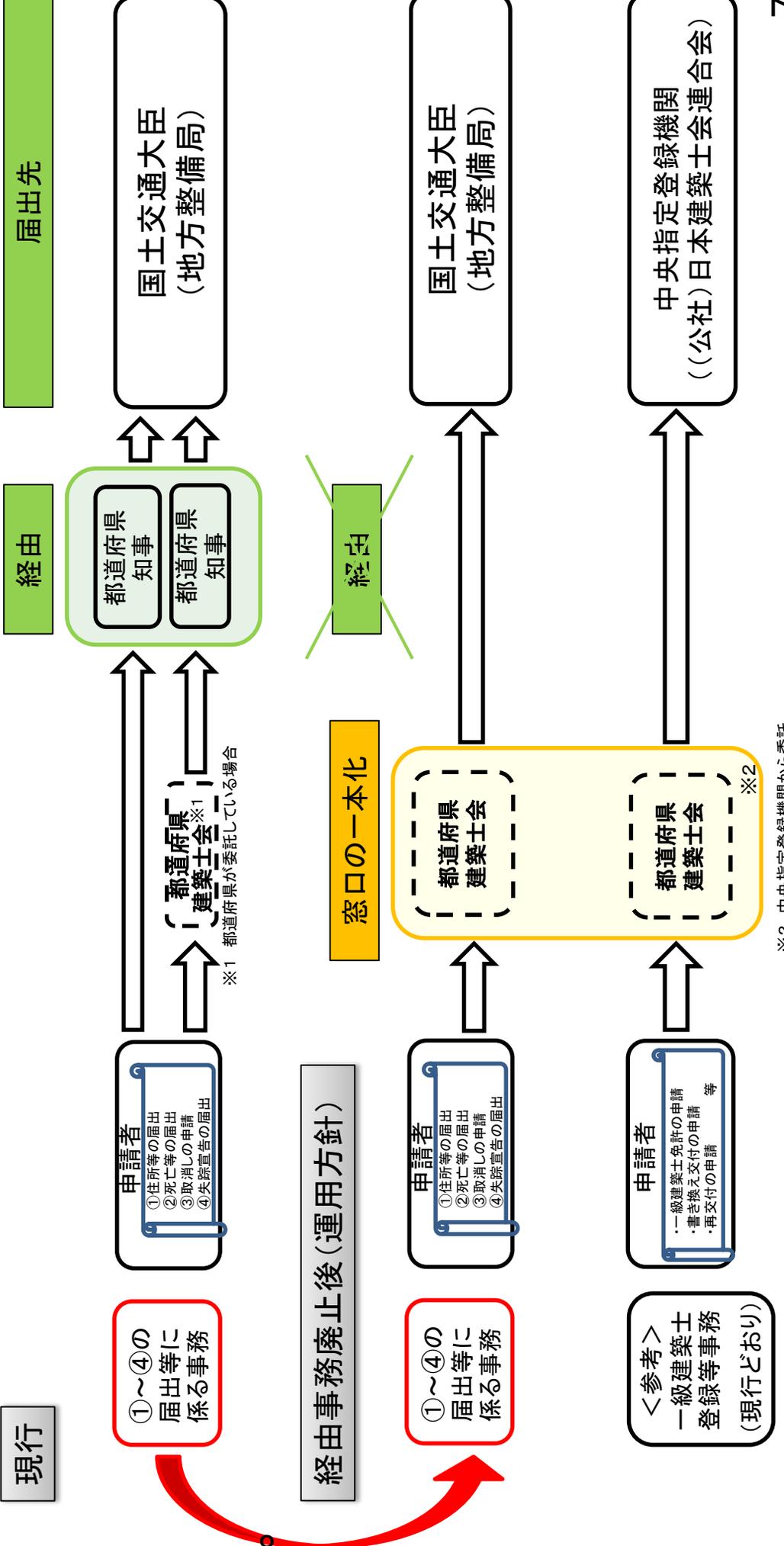
免許の取消し等の事務を国において処理する場合であっても、窓口業務は中央指定登録機関に行わせることができるのではないか。関係機関の意見を踏まえつつ、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

<回答>

建築士法第5条の2に規定する住所等の届出等については、免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、法令に基づき中央指定登録機関に対して届出書等を提出させることは困難であるが、届出等を行う者の利便性を鑑み、運用において中央指定登録機関における一級建築士登録等事務に係る窓口との一本化を行うこととする。

窓口の一本化について(運用方針)

○ 建築士法第10条の3に規定する都道府県経由事務を廃止することにより、住所等の届出等に、国土交通大臣(地方整備局に委任)に提出を行うこととなるが、届出等を行う者の利便性を鑑み、運用において中央指定登録機関((公社)日本建築士会連合会)を通じ都道府県建築士会に窓口を依頼することにより、一級建築士登録等事務との窓口の一本化を行う。



※1 都道府県が委託している場合

※2

※2 中央指定登録機関から委託